

退職職員への賠償請求

ダイオキシン問題費用の賠償請求はどのように？



前川 勉 議員

答 国の指針に基づき進めていく

環境センターのダイオキシン問題の費用を市税にて処理することは理解が得られないため、市の退職職員に賠償を求めていくと9月議会の閉会挨拶で発言された。次の4点についてどのように考えているのか。

問 退職職員への賠償請求は、法的に可能か。

答 総務部長

今回の問題の発生原因となる行為が、退職職員を含め、職員の故意または重大な過失によって違法に他人に損害を加えたものであると判断できれば、国家賠償法に基づく損害賠償の求償は可能と考えています。



高島市環境センター

問 損害賠償を求める対象経費の範囲をどのように考えているのか。

答 総務部長

市が負担せざるを得なかった支出額の範囲内となりますが、現時点では、具体的に対象経費の範囲は確定していません。

問 求償する退職職員の職種・職階の範囲は。

答 総務部長

国家賠償法で規定する、故意または重大な過失によって、違法に損害を加えたと判断される職員と考えられています。

問 損害賠償を求める時期、それまでに至るスケジュールは。

答 総務部長

現時点では、本事業が全面的な解決に至っていないことから、今後の推移を勘案したうえで、検討していくこととなります。従って、職員に求償する時期は、現時点では未定です。

今回の事案において、国家賠償法に基づく職員の賠償請求の要件が備わっているか否かは、今後、専門家と十分に相談し、適切かつ慎重に対応したいと考えます。

その他の質問

- 地方創生
- 地震対策